

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、その翌日発行)

目 次

◆規 則 鳥取県老人医療費助成条例施行規則

◆告 示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

”

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

” 土地の用途廃止

”

”

規 則

鳥取県老人医療費助成条例施行規則をここに公布する。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

鳥取県老人医療費助成条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県老人医療費助成条例(昭和四十六年七月鳥取

県条例第二十五号。以下「条例」という。)第三条の規定による補助金

(以下「補助金」という。)の交付に關し必要な事項を定めることを目

的とする。

(補助金の額)

第二条 補助金の額は、老人の医療費のうち社会保険各法その他の法令の

規定により被保険者等が負担することとなる費用の額から次の各号に

掲げる額を控除した額の二分の一に相当する額とする。

一 社会保険各法に規定する附加給付として支給される附加給付金の額

二 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第五十

三条第二号に掲げる給付(当該給付に係る同法第六十一条の規定によ

る給付を含む。)に類する給付として地方公共団体の職員が組織する

団体から支給される給付金の額

(補助金の交付の申請)

第三条 補助金の交付の申請をしようとする市町村長は、老人医療費補助

金交付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添附して知事に提出し

なければならない。

一 老人医療費補助所要額調査(様式第二号)

二 当該老人医療費助成事業に係る歳入歳出予算を証する書面

(補助金の交付の方法)

第四条 知事は、四半期ごとに、概算払の方法により補助金を交付するも

のとする。

(補助金の交付の請求)

第五条 補助金の交付の請求をしようとする市町村長は、老人医療費補助金概算(精算)交付請求書(様式第三号)に次に掲げる書類を添附して知事に提出しなければならない。

一 交付決定通知書の写し

二 老人医療費補助金受入額調書(様式第四号)

(経理状況調)

第六条 補助金の交付を受けた市町村長は、四半期ごとに老人医療費経理状況調(様式第五号)を作成し、当該期の最終の月の翌月の二十日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第七条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、直ちに老人医療費補助事業実績報告書(様式第六号)を作成し、四月二十日までに当該老人医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書を添附して知事に提出しなければならない。

(鳥取県補助金等交付規則との関係)

第八条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。第十三条、第十四条及び第十五条第一項の規定を除く。)の定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年十月一日から適用する。

(昭和四十六年度分の予算に係る補助金の交付の特例)

2 昭和四十六年度分の予算に係る補助金については、第四条の規定にかかわらず、昭和四十六年十月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に係る補助金を一括して概算払の方法により交付するものとする。

様式第1号

番 一 号

老人医療費補助金交付申請書

職 氏 名 殿

年度において、老人医療費補助金の交付を下記のとおり受けたいので、鳥取県老人医療費助成条例施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

市町村長 氏 名 回

記

交付申請額 円

添附書類

- 1 老人医療費補助所要額調書
- 2 老人医療費助成事業に係る歳入歳出予算を証する書面

様式第2号

老人医療費補助所要額調書

年度

市町村名

1 老人医療費補助所要額

老人医療費助成基本額 (イ) 円	補助所要額 $(イ \times \frac{1}{2})$ (ロ) 円	備 考

注 老人医療費助成基本額算出内訳を別紙として添附すること。

2 補助対象老人人口

75歳以上人口 (年4月1日現在)	内 訳		備 考
	国民健康保険被保険者	人	
その他の社会保険	被保険者又は組合員	人	
	被扶養者	人	
計		人	

様式第3号

老人医療費補助金概算(精算) 交付請求書

職 氏 名 殿

年 月 日 付受厚第 号をもって交付決定通知のあ

つた老人医療費補助金を下記のとおり請求します。

年 月 日

市町村長 氏 名 回

記

交付請求額 円

添附書類

- 1 交付決定通知書の写し
- 2 老人医療費補助金受入額調書

様式第4号

老人医療費補助金受入額調書(第 /4半期分)

市町村名

交付決定額累計 Σ 円	前回までの受入額 (イ) 円	今回請求額 (ア-イ) (ウ) 円	残 高 (エ) 円	備 考

様式第5号

老人医療費経理状況調

(年度 / 4半期分)

市町村名

区	分	支 出 内 容						合 計 (7)	補 助 額 (ア× $\frac{1}{2}$) (4)	県 補 助 金 受入済額 (2)	差 引 過不足額 (3)	備 考
		前 期 まで の 支 出 済 額		本 期		計						
		月 分	月 分	月 分	月 分	月 分	月 分					
老人医療費	現物給付額	延件数	円	延件数	円	延件数	円	延件数	円			
	金額	円		円		円		円				
計	延件数	件		件		件		件				
	金額	円		円		円		円				

注 延件数は、老人医療助成費受給票及び老人医療助成費申請書の件数を記入すること。

様式第6号

老人医療費補助事業実績報告書

番号

職氏名 殿

鳥取県老人医療費助成条例施行規則第7条の規定に基づき、 年度における事業実績を次のとおり報告します。

年 月 日

記

市町村長 氏 名 印

助成区分	支給人員		老人費医療助成額(円)	老人医療基本費額(円)	補助所要額(円) (1× $\frac{1}{2}$)	補助金受入済額(円)	差引過不足額(円) (ウ-エ)	備考
	実人員	延件数						
国民健康保険被保険者	実人員		円	円	円			
	延件数		円	円	円			
被保険者又は組合員	実人員		円	円	円			
	延件数		円	円	円			
その他の社会保険被扶養者	実人員		円	円	円			
	延件数		円	円	円			
計	実人員		円	円	円			
	延件数		円	円	円			

注: 1 実人員数は、本年度に老人医療助成費を支給した実人員数を記入すること。

2 延件数は、本年度に老人医療助成費受給票及び老人医療助成費申請書により支給した件数を記入すること。

添付書類

老人医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書

告 示

鳥取県告示第九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一六五二号	山 根 俊 夫	昭和四十七年一月二十日
“ 第一六五二号	前 山 巖	“ 二十四日
“ 第一六五三号	岡 田 義 昭	“
“ 第一六五四号	川 原 隆 造	“
“ 第一六五五号	石 飛 和 幸	“
鳥国函第三〇三号	正 田 農 夫	“
鳥国医第一六五六号	馬 淵 康 二	“ 二十七日
鳥国函第三〇四号	森 亮 輔	“ 二月一日

鳥取県告示第九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国函第三〇二号	江 頭 健 三	昭和四十六年十二月二十五日

鳥取県告示第九十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
岡 医 院	岩美郡福部村大字海士 四七一の一	昭和四十七年一月一日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町字蒙田山 グリーンロツヂ内 一三四	五日
や の 薬 局	境港市馬場崎町七二	"

鳥取県告示第九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年二月三日から用途廃止した。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市湖山町字八町田一一二番地先		二二・八〇	道路敷
鳥取市湖山町字八町田一〇三ノ一番地先		四五・六四	道路敷
鳥取市湖山字八町田一一二番地先から同市湖山町字八町田一〇三ノ一番地先まで		六二・七六	水路敷

鳥取県告示第九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年二月三日から用途廃止した。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市数津字山本二四ノ二番地先から同市数津字山本二六ノ二番地先まで		五九・四〇	水路敷

場	所	面 積 (平方メートル)	用 途
米子市上福原字北浜開一、六二一〇ノ一〇番地先から同市七福原字北浜開一、六一一〇ノ八番地先まで		二五・九六	道路敷

場	所	面 積 (平方メートル)	用 途
米子市石州府字屋敷四四七番地先		一一・六三	水路敷

鳥取県告示第九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年二月三日から用途廃止した。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第一百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年二月三日から用途廃止した。

昭和四十七年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】